

土岐市景観計画



平成 25 年 4 月

土 岐 市

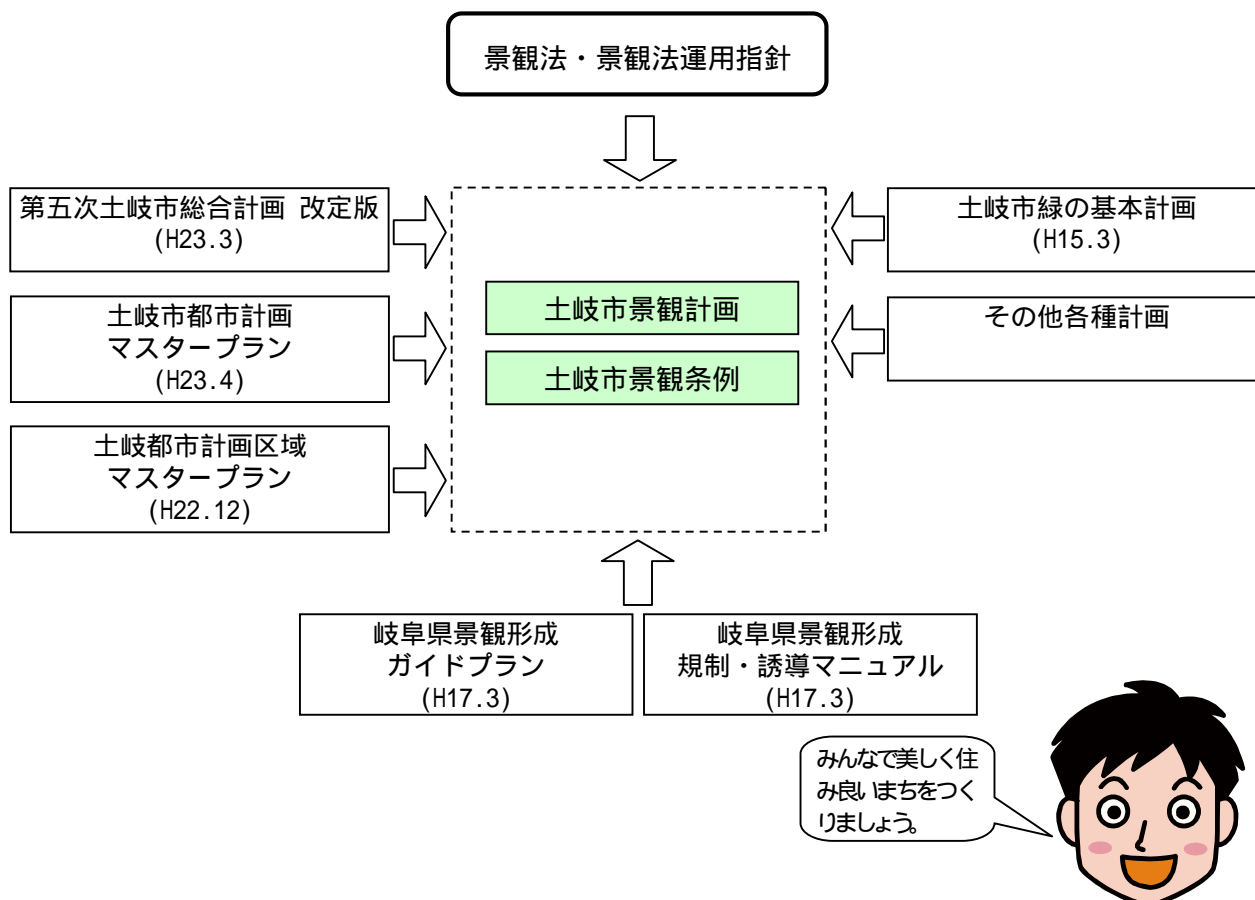
はじめに

私たちの街、土岐市は清流、土岐川や、市域の7割を占める広大な丘陵地を有し、緑豊かな自然に恵まれています。また、古くから美濃焼の生産が盛んな地域であり、陶磁器の街として発達してきました。近年では、中央自動車道、東海環状自動車道の開通など、交通の要衝に位置することとなり、IC付近では企業誘致が進むなど、新しい局面を迎えています。

これまでは本市の街並みについて、総合計画や都市計画マスタープラン、緑の基本計画などにおいて景観形成に関する方針を掲げ、個別に事業等を進めてきましたが、景観条例をはじめ、市域の総合的な景観の整備や保全に関する仕組みはありませんでした。

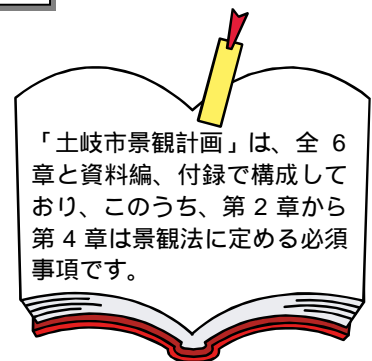
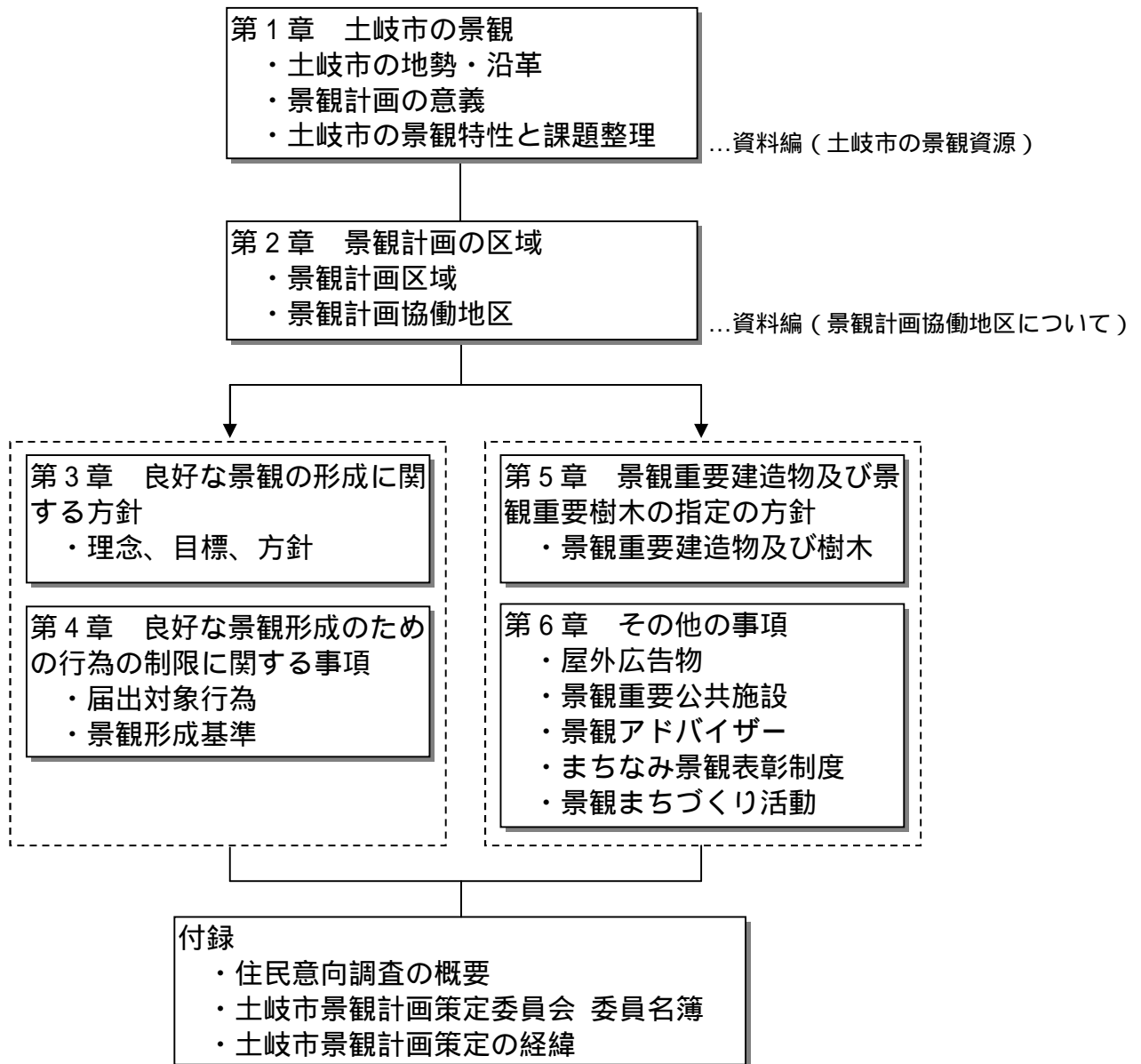
このような状況のなかで、平成16年12月に景観法が施行され、我が国の都市、農山漁村等における良好な景観形成を促進するため、景観の意義や整備、保全の必要性が法的に明確に位置づけられました。これを受け、岐阜県においては、『岐阜県景観条例』を制定するとともに、『岐阜県景観形成ガイドプラン』、『岐阜県景観形成規制・誘導マニュアル』を作成し、県土の良好な景観の形成を目指す上での考え方を示してきたところです。

本市においても、この地域の実情に合った土岐らしい良好な景観形成を図るため、豊かな自然や街並みを活かしながら、次世代にも継承できる美しく、住みよいまちづくりを進めていけるよう、景観法に定める景観行政団体¹への移行を行い、景観計画を策定したものです。



1. 景観行政団体：景観法を活用した景観行政を進めていく地方公共団体のことであり、景観計画を定めることができる。土岐市においては、岐阜県との協議を経て、平成24年4月に景観行政団体となった。

土岐市景観計画の構成



目 次

第1章 土岐市の景観	
1. 土岐市の地勢・沿革	1
2. 景観計画の意義	2
3. 土岐市の景観特性と課題整理	3
第2章 景観計画の区域 [法第8条第2項第1号]	
1. 景観計画区域	8
2. 景観計画協働地区	9
第3章 良好な景観の形成に関する方針 [法第8条第3項]	
1. 景観形成の基本理念	11
2. 景観形成の基本目標	12
3. 景観形成の基本方針	13
第4章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項 [法第8条第2項第2号]	
1. 届出対象行為	23
2. 景観形成基準	27
第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 [法第8条第2項第3号]	
1. 景観重要建造物の指定の方針	28
2. 景観重要樹木の指定の方針	28
第6章 その他の事項	
1. 屋外広告物の表示等に関する行為の制限の考え方	29
2. 景観重要公共施設の整備に関する考え方	29
3. 景観アドバイザー、まちなみ景観表彰制度	30
4. 景観まちづくり活動について	31
資料編	
1. 景観計画協働地区について	32
2. 土岐市の景観資源	40
付 録	
・ 住民意向調査結果(アンケート)の概要	付録-1
・ 土岐市景観計画策定委員会 委員名簿	付録-9
・ 土岐市景観計画策定の経緯	付録-10